

剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザインの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を希望する者に対して許可をすることができる。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) デザインが正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (6) デザインを営利目的で使用するおそれがあるとき。ただし、町長が特別な場合と認めるものを除く。

(使用の申請)

第3条 デザインの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザイン使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）にデザインを使用した作成物等の完成イメージ、規格、数量など使用の概要を示す資料を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認等)

第4条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザイン使用承認通知書（様式第2号。以下「使用承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

- 2 町長は、前項の規定により使用承認した場合は、使用者に対しデザインを印刷した資料またはデザインデータを収録した記録媒体（以下「記録媒体等という。）」を提供するものとする。
- 3 町長は第1項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザイン使用不承認通知書（様式第3号。以下「使用不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認及び町から提供した記録媒体等を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 剣淵キャンペーンガール「ぷっちな」デザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等はしないこと。
- (5) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。

（使用承認の取消し）

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) その他、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザイン使用承認取消書（様式第4号。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定によりデザインの使用承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、デザインを使用（既にデザインを使用し作成した物品の配布等を含む。）してはならない。

（使用状況の報告）

第8条 使用者は、デザインを使用した後速やかに剣淵町キャンペーンガール「ぷっちな」デザイン使用状況報告書（様式第5号。以下「使用状況報告書」という。）により、町長へデザインの使用状況を報告しなければならない。

（責任の制限）

第9条 第7の規定によりデザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 デザインの使用によって使用者が受けた損害又は使用者が第三者に対して損害もしくは損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。